# 第7章 都市計画に関する最近の動き(抜粋:令和3年度 全国都市計画担当課長会議資料)

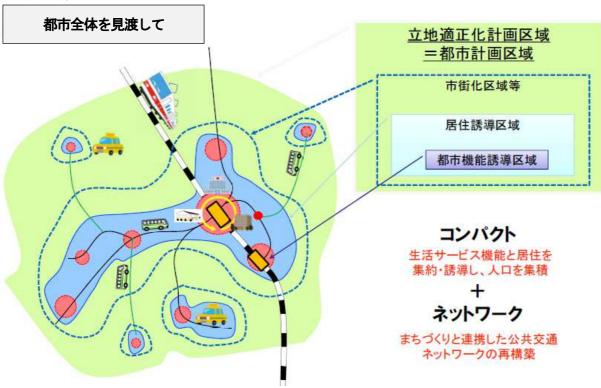
#### 7-1 コンパクト・プラス・ネットワークの取組

#### (1) 取組みの目的

都市のコンパクト化は、縮退均衡を目指すものではなく、居住や都市機能の集積による「密度の経済」の発揮を通じて、以下の具体的な行政目的を実現するための有効な政策手段である。

- ・生活サービス機能維持や住民の健康増進など、生活利便性の維持・向上
- ・サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化(地域の消費・投資の好循環の実現)
- ・行政サービスの効率化等による行政コストの削減 など

#### (2) 取組みのイメージ



# (3)計画制度

都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しながら、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導と、それと連携して、公共交通の改善と地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保・充実を推進する。

#### ①立地適正化計画

- ・立地適正化計画(都市再生特別措置法)は、市町村が作成し、都市機能誘導区域や居住誘導区域を定めるもの。
- ・都市機能誘導区域は、生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定するもの。
- ・居住誘導区域は、居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定するもの。

#### ②地域公共交通計画(地域公共交通活性化再生法)

・地域公共交通計画は、市町村・都道府県が作成し、まちづくりとの連携や地方公共団体が中心となった地域公共交通ネットワークの形成を促進するもの。

#### (4) 県内の立地適正化計画の作成状況

・県内市町村は、未作成(令和4年1月時点)。

# 7-2 自然災害の頻発化・激甚化を踏まえた安全なまちづくりの取組

#### 7-2-1 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりガイドライン

#### (1) ガイドラインの概要

近年、激甚な水災害が全国各地で発生し、今後、気候変動の影響による降雨量の増加等により、さらに頻発化・激甚化することが懸念されることから、河川整備等と防災まちづくりの総合的・重層的な取組により、水災害に強いまちづくりを目指すことが必要となっている。

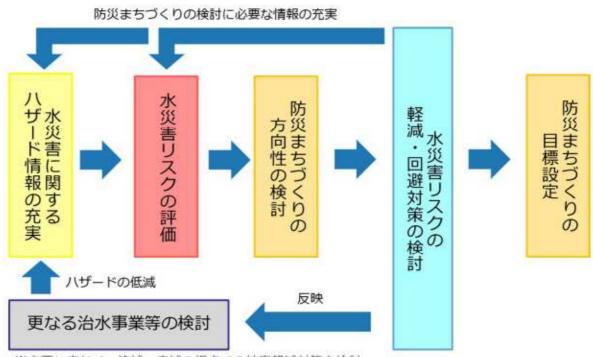
このような状況を受け、国土交通省は水災害ハザード情報の充実や防災まちづくりを進める考え方・手法を示す「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」を作成し、令和3年5月に公表した。

#### (2) 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの全体像

水災害リスクを踏まえた防災まちづくりを検討するに当たっては、ハザードの発生頻度とその規模、それによって生じる災害との関係を多段的に捉え、当該地域が抱えるリスクの性質を理解した上で、総合的・多層的に対策を講じていくことが必要であり、本ガイドラインでは次に掲げるプロセスに則って実施することを基本とする。

- ○取組主体:市町村(主な実施者)、国及び都道府県(重要な協力者)を想定。
  - ①ハザード情報を整理し、防災まちづくりの検討に必要な多段的なハザード情報を充実。
  - ②ハザード情報をもとに、地域ごとに水災害リスクの評価を行い、防災まちづくりの方向性を検 討。
  - ③水災害リスクの評価内容に応じて、当該リスクを軽減又は回避する対策を検討し、防災まちづくりの目標を設定。新たなハザード情報が必要となった場合には、さらなる情報の充実を図る。
  - ④まちづくりにおける防災・減災対策では地域の水災害リスクの軽減に限界がある場合には、治水 部局において水災害ハザードを軽減させるために更なる治水対策等の取組を検討。

#### 【水害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討の流れ】



※必要に応じて、流域・広域の視点での被害軽減対策を検討

# 7-2-2 都市計画法等の改正(頻発・激甚化する自然災害に対応した安全なまちづくり) (令和2年6月10日公布、令和4年4月1日施行)

#### (1) 法改正の目的

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、 立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じることを目 的とする。

# (2) 災害ハザードエリアにおける開発抑制

災害ハザードエリア	都市計画区域	対 応
災害レッドゾーン	市街化区域	法第33条第1項第8号
	市街化調整区域	・開発の原則禁止
	非線引き都市計画区域	
災害イエローゾーン	市街化調整区域	法第34条第11号、第12号
		・開発許可の厳格化

### ①災害レッドゾーンにおける開発の原則禁止(都市計画法第33条第1項第8号の改正)

開発の原則禁止	対象区域(災害レッドゾーン)
・自己以外の住居の用に供する住宅(分譲住宅、賃貸	・災害危険区域(がけ崩れ、出水等)
住宅等	• 土砂災害特別警戒区域
・自己以外の業務の用に供する施設(貸オフィス、貸	・地すべり防止区域
ビル、貸店舗(ショッピングモールを含む)、貸倉	• 急傾斜地崩壊危険区域
庫(レンタルボックスを含む)、その他賃貸用の業	• 浸水被害防止区域
務用施設等)	
・自己の業務の用に供する施設(自社オフィス、自社	
ビル、自社店舗(スーパー、コンビニを含む)、病	
院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場、倉庫等)	

# ②市街化調整区域の災害ハザードエリアにおける開発許可の厳格化 (都市計画法第34条第11号、12号)

市街化調整区域における開発許可の厳格化	対象区域 (災害ハザードエリア)
・地方公共団体が条例で指定する区域での開発	<災害レッドゾーン>
(県条例指定区域:境港市外江町の一部等、日吉津村	・災害危険区域(がけ崩れ、出水等)
大字日吉津の一部等)	• 土砂災害特別警戒区域
・地方公共団体が条例で指定する目的等による開発	・地すべり防止区域
(県条例:分家住宅の建築、公共事業による移転、	• 急傾斜地崩壊危険区域
既存建物の増築、地区集会場の建築等)	• 浸水被害防止区域
	<災害イエローゾーン>
	• 土砂災害警戒区域
	<ul><li>浸水想定区域(洪水等の発生時に生命</li></ul>
	又は身体に著しい危害が生ずるおそれ
	がある土地の区域に限る。想定浸水深
	が3m以上となる区域)

# ③災害ハザードエリアでの開発等に対する勧告・公表制度(都市再生特別措置法)

法改正の概要	政令改正の概要
・災害レッドゾーン内での住宅等の開発について、市	○政令で定める災害レッドゾーンの区域
町村長の勧告に従わない場合はその旨を公表でき	• 急傾斜地崩壊危険区域
る。	

### 7-2-3 特定都市河川浸水被害防止法等(流域治水関連法)の改正

(令和3年5月10日公布、令和3年7月15日ほか施行)

#### (1) 法改正の目的

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化するとともに、気候変動の影響により、今後、降雨量や洪水発生頻度が全国で増加することが見込まれている。

このため、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域 全体を俯瞰し、国や流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の 実効性を高めることを目的とする。

#### (2) 法改正の概要

- ①流域治水の計画・体制の強化(特定都市河川法)
  - ・流域治水の計画を活用する河川を拡大
  - ・流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実
- ②氾濫をできるだけ防ぐための対策

(河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法)

- ・河川・下水道における対策の強化
- ・流域における雨水貯留対策の強化
- ③被害対象を減少させるための対策

(特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法)

- ・水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫
- ④被害の軽減、早期復旧、復興のための対策(水防法、土砂災害防止法、河川法)
  - ・洪水対応ハザードマップの作成を中小河川に拡大
  - 要配慮者利用施設の避難計画に対する市町村の助言・勧告制度の創設
  - ・国土交通大臣による災害時の権限代行の対象拡大 等

#### 【流域治水のイメージ】

